

市川市教育委員会教育長

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財の取扱いについて（協議）

埋蔵文化財（ 遺跡第 地点）について、下記のとおり取扱いたく協議  
します。

記

1. 遺跡所在地 市川市
2. 取扱方法 遺構保存（遺構確認面より30cm以上の保護層を確保）
3. 遺構保存区域 m<sup>2</sup>
4. 保存の方法および設計 遺構保存区域は切土および3m以上の盛土等の工事は行わないものとし、工事を行うに際しては遺構検出面から30cm以上の保護層を確保する。
5. 立ち入りの承諾 現地視察のため遺構保存区域内に千葉県教育委員会および市川市教育委員会の関係者が立ち入ることを承諾する。
6. 追加工事 遺構保存区域について、今後新たに開発等の工事が予定された場合、千葉県教育委員会および市川市教育委員会と協議を行う。
7. 譲渡および継承 本協議に関わる開発事業の権利および義務を第三者に譲渡、または継承する場合、事前に千葉県教育委員会および市川市教育委員会と協議し、当該第三者に対して協議の内容をあらかじめ説明し、本協議の内容が第三者に継承されるものであることので了承を得る。
8. その他 本協議に解釈に疑義が生じた場合、および本協議の定めのない事項については、その都度千葉県教育委員会および市川市教育委員会と協議の上定める。